

太陽光発電施設に関する景観形成及び設置基準

平成27年4月1日：制定

令和4年12月1日：一部改正

まちづくり推進課

●形態意匠

- ・太陽電池モジュール（パネル）は、黒色等低明度もしくは低彩度の目立たないものとし、反射等十分考慮したうえで周囲の景観と調和を図ること。
- ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとし、周囲の景観との調和を図ること。
- ・パワーコンディショナーや分電盤などの付帯設備についても周囲の景観と調和するものを使用すること。
- ・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。
- ・太陽光発電施設を囲うためのフェンスについては、周囲の景観と調和する色彩のものを使用すること。

●設置場所

- ・周辺の景観へ影響のあるものについては、敷地境界からできるだけ後退し、植栽等により目隠しを行うなど周辺から見え難くすること。
- ・土地の造成等が伴うものは、周辺との土量バランスが取れるよう計画し、必要に応じ土留め壁等を設けること。また、雨水については周辺に流れ落ちないように計画し、必要に応じて側溝及び集水桝等を設けること。

●地域住民への説明

- ・山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年七月十三日山梨県条例第二十七号）を遵守し、届出前に地域住民に十分な

情報提供及び説明を行うこと。

〈参考〉

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年七月十三日山梨県条例第二十七号）（抄）

（事業者の責務）

第四条 （略）

2 （略）

3 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、及び地域住民との良好な関係を築くよう努めなければならない。

●その他

・他法令等による指導、指示がある場合は、その指導、指示に従うこと。